東海市告示第１０１号

東海市次世代産業立地補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

東海市次世代産業立地補助金交付要綱の一部を改正する要綱

東海市次世代産業立地補助金交付要綱（平成２９年東海市告示第１１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１１号を同条第１４号とし、同条第１０号中「工場等」を「市内の工場等」に改め、同号を同条第１３号とし、同条第９号を同条第１２号とし、同条第８号の次に次の３号を加える。

⑼　中堅企業者　産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第２条第２４項に規定する中堅企業者をいう。

⑽　みなし大企業　中小企業者又は中堅企業者であって、次のいずれかに該当する企業をいう。

ア　発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している者

イ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている者

エ　発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでのいずれかに該当する者が所有している者

オ　アからウまでのいずれかに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

⑾　大企業　中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。

第２条に次の１号を加える。

⒂　操業　第６条第１項の事業認定申請書に基づき、工場等において事業活動を行うことをいう。

第４条第１号ア中「２５人以上の常用雇用者を有する中小企業者」を「中小企業者」に改め、同号イ中「１００人以上の常用雇用者を有する中堅企業者（中小企業者を除く。）」を「中堅企業者」に、「２５億円」を「１億円」に、「１００人」を「２５人」に改め、同号に次のように加える。

ウ　大企業で、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が２５億円以上であり、原則として補助金の交付期間において、５０人以上の常用雇用者数を維持すること。

第４条第２号中「過去」を「大企業及びみなし大企業にあっては、過去」に改め、同条第３号中「。以下「条例」という」を削る。

第５条第１項第１号中「１０パーセント」の次に「(みなし大企業にあっては、８パーセント)」を加え、同項第２号中「５パーセント」の次に「(みなし大企業にあっては、４パーセント)」を加え、同項に次の１号を加える。

⑶　前条第１号ウに該当する場合　補助対象経費の４パーセントに相当する額（当該額が５億円を超えるときは、５億円）

第７条第１項中「第４条第１号イ」の次に「又はウ」を加える。

第８条第１項第４号イ及び第９条第１項第３号中「第４条各号」を「第４条」に改める。

第１５条第１項第２号中「第４条各号の要件」を「第４条に規定する補助対象事業者の認定要件」に改め、同条第２項第１号中「年２．６パーセント」を「年２．５パーセント」に改め、同項第２号中「第４条第１号イ」の次に「又はウ」を加え、「年２．６パーセント」を「年２．５パーセント」に改める。

附　則

１　この要綱は、告示の日から施行する。

２　改正後の東海市次世代産業立地補助金交付要綱第１５条第２項の規定は、令和３年４月１日以後に受けた返還請求について適用し、同日前に受けた返還請求については、なお従前の例による。

３　改正後の東海市次世代産業立地補助金交付要綱第４条の規定は、この要綱の施行

の日以後に東海市次世代産業立地補助金交付要綱第６条第１項の申請書の提出をする者について適用する。

４　この要綱の施行の日から令和７年５月３１日までの間に工場等の新設又は増設の工事に着手する場合における東海市次世代産業立地補助金交付要綱第６条第１項の規定の適用については、同項中「工場等の新設又は増設の工事に着手する日の３０日前」を「令和７年４月３０日」とする。